

人の運送をする不定期航路事業に係わる
事故処理基準

2023年 3月 30日

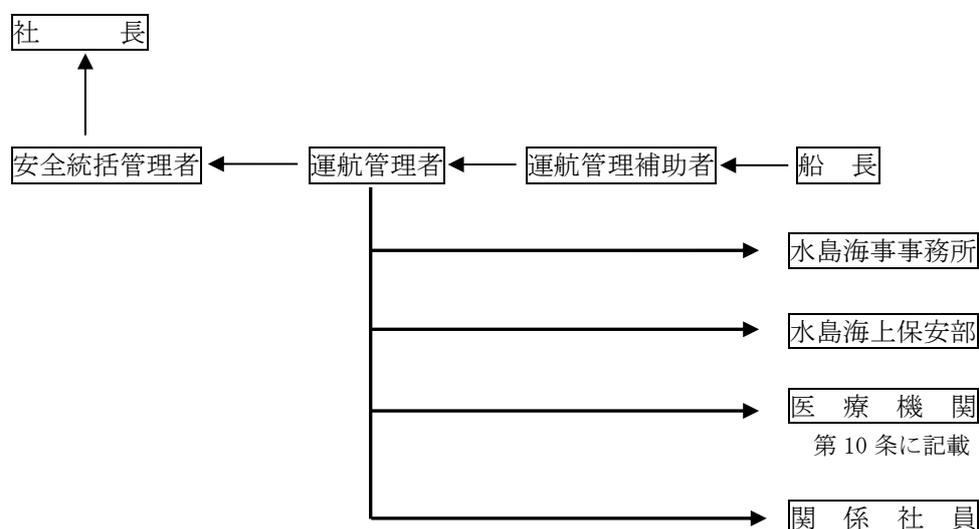
昭和日タンマリンサービス株式会社

名 称 人の運送をする不定期航路事業に係わる 事故処理基準		コードNo. S49m-103	
制 定 2012年 4月 1日	改 正 2023年 3月 30日 年 月 日 年 月 日	改 正 年 月 日 年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
目 次 第1章 総 則 (1～ 4) 第2章 事故等発生時の通報 (5～ 6) 第3章 事故の処理等 (7～12) 第1章 総 則 1. 目 的 この基準は、別に定める「人の運送をする不定期航路事業安全管理規程」(以下、「安全管理規程」という。)に基づき、通船業務に係わる小型船舶による事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等の処理を迅速に実施し、人命の安全確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。 2. 対象船舶及び業務範囲 この基準は、人の運送をする不定期航路事業の対象船舶である、「おりおん」(4.8トン)、「シリウス」(4.6トン)および「うしお2号」(4.4トン)を使用して行う水島港内における通船業務に適用する。 3. 事故等の範囲 この基準において、「事故」とは運航中の船舶に係わる3.1項～3.4項に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び3.5項の事態(以下「インシデント」という。)をいう。 3.1 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。) 3.2 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故 3.3 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害 3.4 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害 3.5 前記3.1項～3.3項の事象に至るおそれの大きかった事態 4. 軽微な事故への準用 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係わる事故に準用するものとする。 第2章 事故等発生時の通報 5. 非常連絡 5.1 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は、速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより、次条(非常連絡事項)の項目を網羅するよう心がけなければならない。		(注)通船対象旅客は、主にENEOS(株)水島製油所B工場における荷役船舶に係わるサーベイヤー、船員等である。 (注)うしお2号については、海上運送法の適用を受けて人の運送を行う船舶ではない。	
主 管 課 : 業務部現業課			

- 5.2 船長の水島海上保安部等への連絡は、次により速やかに行う。
- (1) 船長は、簡易無線機(トランシーバー)により、陸上の運航管理補助者に連絡する。
 - (2) 運航管理補助者は、電話等にて運航管理者に連絡する。
 - (3) 運航管理者は、第 5.4 項「非常連絡図」により、水島海上保安部等に連絡する。
- 5.3 運航管理者は、事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話又は口頭で、運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生した時は、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を水島海事事務所等に報告するものとする。
- 5.4 非常連絡は、原則として、次の「非常連絡図」によるものとする。
ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、水島海事事務所及び水島海上保安部等を除き、連絡すべき範囲を限定することができる。

(注) 連絡すべき運輸局は、中国運輸局岡山運輸支局水島海事事務所である。(以下、「水島海事事務所」という。)

非常連絡図



(注) 非常連絡図の電話番号は別図のとおりとする。

6. 非常連絡事項

事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

6.1 全事故等に共通する事項

- (1) 船名
- (2) 日時
- (3) 場所
- (4) 事故等の種類
- (5) 死傷者の有無
- (6) 救助の要否
- (7) 当時の気象・海象

6.2 事故等の態様による事項

事故の種類		連絡事項
a	衝突事故	①衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況) ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無(あるときはd項) ④流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置) ⑤自力航行の可否 《船舶衝突の場合》 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名(できれば住所、連絡先) ⑦相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等)
b	乗揚げ事故	①乗揚げの状況(乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等) ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④船体、機器の損傷状況 ⑤浸水の有無(あるときはd項) ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
c	火災事故	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水事故	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況
f	人身事故 (行方不明を除く)	①事故の発生状況 ②死傷者数又は傷病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

7. 船長のとるべき措置

事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置は、概ね次のとおりである。

7.1 海難事故の場合

- (1) 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- (2) 人身事故に対する早急な救護
- (3) 連絡方法の確立（船内及び船外）
- (4) 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- (5) 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

7.2 不法事件の場合

- (1) 被害者に対する早急な救護
- (2) 不法行為者の隔離又は監視
- (3) 連絡方法の確立（船内及び船外）
- (4) 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- (5) 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

8. 運航管理者のとるべき措置

- 8.1 運航管理者は、通常連絡等の船長からの連絡が、異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。
- 8.2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず、船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第5条(非常連絡)に従って関係者に通報しなければならない。
- 8.3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。
 - (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
 - (2) 海上保安官署への救助要請
 - (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配

9. 事故処理組織

9.1 処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職 務
社 長	全体総指揮者
安全統括管理者	総指揮及び社長補佐
運航管理者	救難対策班及び旅客対策班の指揮
救難対策班 班長 現業課長 班員 現業課員	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救援に必要な事項に関すること。
旅客対策班 班長 業務課長 班員 業務課員	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客対策に関すること。
庶務対策班 班長 総務課長 班員 総務課員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対（発表を除く。）救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

9.2 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する安全統括管理者の指揮に従わなければならない。

(注) 地震防災対策の組織も同様の構成とする。

10. 医療救護の連絡等

船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、次の「医療機関一覧」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

医療機関連絡先一覧表

病 院 名	電話番号	住 所
みずしま検診クリニック	086-441-0160	倉敷市水島高砂町 5-15
水島第一病院	086-444-5333	倉敷市神田 2-3-33
水島中央病院	086-444-3311	倉敷市水島青葉町 4-5

11. 現場の保存

船長及び運航管理者は、事故の処理後、水島海上保安部と連絡を取りつつ、運航に支障のない限り、事故の原因調査を行うとともに、事件の捜査対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

12. 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

	職 名
委員長	社 長
副委員長	安全統括管理者、運航管理者
委 員	運航管理補助者

以 上

人の運送をする不定期航路事業に係わる事故処理基準
(非常連絡図)

